

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。なお、この「契約概要」「注意喚起情報」は、契約に関するすべてを記載したものではありません。詳細については、加入後に共済契約証書とともにお送りする「ご契約のしおり・契約規定」に記載しています。必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、全労済までお問い合わせください。

各項目に記載しています

契約概要

共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

用語の説明

- 【契約者】全労済と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。出資金を払い込んで組合員となる必要があります。
- 【共済契約関係者】契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。
- 【生計を一にする(同一生計)】日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。同居であることを要しません。
- 【共済金受取人】共済金受取人は契約者です。契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人となります。
- 【支払事由】共済金が支払われる事由をいいます。
- 【発効日】申し込まれた契約の保障が開始する日をいいます。

【共済の目的】契約により保障されるものをいいます。

【共済契約証書】契約の成立および内容を証するため、契約の内容を記載し、契約者にお届けするものをいいます。

【再取得価額】被害にあったものと同程度のものを新たに購入・修復するために必要な全労済が定めた標準的な価額をいいます。

【損壊】壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。

【床上浸水】居住の用に供する部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます)から45cmを超える浸水により、日常生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

契約締結前にご確認いただく事項

共済商品のしくみ

事業規約名	商品名	2つの商品を合わせた呼び名
風水害等給付金付火災共済 自然災害共済 個人賠償責任共済	火災共済 自然災害共済	住みある共済 火災共済・自然災害共済

「エコ住宅専用 全労済の住みある共済」の場合は、火災共済を「エコ住宅専用 火災共済」に読み替えてご確認ください。

火災共済

火災共済は、ご契約の住宅や家財に火災・風水害などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。

自然災害共済

火災共済にセットして加入できます。地震、風水害、盗難などによる損害が発生した場合、共済金をお支払いします。自然災害共済は、火災共済に加入する住宅ごと、家財ごとでの加入となります。自然災害共済の加入口数は火災共済と同口数で加入してください。なお、加入できるタイプは大型タイプまたは標準タイプのいずれかの契約のみになり、複数のタイプの加入はできません(住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプに統一して加入ください)。大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

●基本保障、任意でセットできる特約など

	基本保障			+	任意でセットできる特約など
	火災共済 + 自然災害共済	火災共済	火災共済 + 自然災害共済 マンション構造専用 風水害保障なしタイプ		
火災等	○	○	○		類焼損害保障特約
風水害等	○	△	×		盗難保障特約
地震等	○	×	○		借家人賠償責任特約
火災共済に付随する保障	○	○	△		個人賠償責任共済
自然災害共済に付随する保障	○	×	△		

※“△”は“○”に比べて保障額が少なくなることを意味します。“×”は保障されません。
 ※盗難保障特約は、火災共済の住宅契約のみに加え、または、自然災害共済に加入している場合は、セットすることはできません。
 ※借家人賠償責任特約は、自家・貸家の方はセットすることはできません。

